

## 定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、下記のとおり監査の結果を公表します。

令和元年11月21日

香美市監査委員 岡本 明弘  
香美市監査委員 岩崎 昭雄  
香美市監査委員 小松 紀夫

### 記

#### 1 監査の対象

ふれあい交流センター、教育振興課、農業委員会

#### 2 監査の実施日

令和元年11月19日、20日、21日

#### 3 監査の方法

監査にあたっては、監査対象課の契約事務を中心に関係法令及び予算に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかについて関係書類を照合検査するとともに、関係職員等からの説明を受けた。

#### 4 監査結果

一部で改善又は注意を要する事項が見受けられたが、概ね良好に処理されているものと認める。

今後は、指摘事項等に留意したうえで事務執行にあたること。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づきその旨を通知されたい。

#### 改善等を要する事項

(1) 香美市文書事務取扱規程第39条第2項の保存期間が満了していない文書で、簿冊に綴られていないものがあつた。(教育振興課)

(2) 児童クラブの指定管理について、相手方からの報告書類に不備があつたにもかかわらず、その不備を修正させることなく、委託料を支払っていた。(教育振興課)

## 5 監査委員意見

- (1) 保存期限内の文書は、香美市文書事務取扱規程に基づき適正な文書管理に努められたい。
- (2) 香美市児童クラブ設置条例及び児童クラブの管理に関する協定書の内容を遵守し、報告書類等相手方から提出された書類は十分に審査し、修正等がある場合は修正をさせたい。また、委託料の支払をするようにされたい。  
また、支出命令書の検収をする者は、報告書類等を確認してから、検収印を押印するようにされたい。